

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成18年10月に施行、平成28年4月に改正された自殺対策基本法は、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

自殺対策基本法では、政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（自殺総合対策大綱）を定めること、都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定めることとされました。また、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めることとされています。

本県の自殺者数は、県、市町村、関係機関、民間支援団体等による様々な自殺対策の取組の結果、平成18年の381人をピークに年々減少傾向にあり、平成28年は220人となっています。しかし、人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は、平成28年は19.9で全国値の16.8より高い状況が続いており、自殺対策の一層の強化を図っていく必要があります。

こうしたことから、本県では、平成28年9月に県精神保健福祉センター内に、地域における自殺対策の推進拠点として、「山形県自殺対策推進センター」を設置し、地域の自殺の実態をより詳細に把握し、適切な対策につなげる取組や、行政・関係機関等の連携強化などに取り組んでいます。

あわせて、本県における自殺対策に関する現状と課題、施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために「山形県自殺対策計画」を策定し、県、市町村、関係機関、民間支援団体、企業、地域社会が一体となって、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

2 計画の位置づけ

- 自殺対策基本法第13条第1項に規定する都道府県自殺対策計画です。
- 第3次山形県総合発展計画 短期アクションプランとの整合を図ります。
- 山形県保健医療計画、山形県地域福祉推進計画など関連する計画との整合を図ります。

3 計画の期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

4 計画の数値目標

最終的な目標としては、「誰も自殺に追い込まれることのない山形県」を目指して取り組んでいきます。なお、当面の目標として、2026 年（平成 38 年）までに自殺死亡률을平成 27 年と比べて 30%以上減少させることとします。

本県の平成 27 年の自殺死亡率は、21.7 であり、これを 30%以上減少させると 15.0 以下になります。山形県の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、2025 年（平成 37 年）には 1,006 千人になると見込まれており、目標を達成するためには、自殺者数は約 150 人以下となる必要があります。

	現状(H27)	2020 (H32)	2022 (H34)	2026 (H38)
自殺死亡률	21.7	17.0 以下	16.0 以下	15.0 以下